

日常生活用具費支給事業の要件の見直し案について

神戸市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づき、障害をお持ちの方や難病患者等の方に、日常生活用具の購入に要する費用の一部を支給しており、用具ごとに支給要件を定めています。令和 6 年 4 月より、以下の用具について要件の見直しを行います。

1. 頭部保護帽

知的障害児・者のうち、これまでの「てんかんの発作等により頻繁に転倒する者」に加え、新たに「自傷行為を行う者」を支給の対象とします。

現行	変更後
<p>【対象者の障害及び程度】</p> <ul style="list-style-type: none">・知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者・平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する者	<p>【対象者の障害及び程度】</p> <ul style="list-style-type: none">・知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者、もしくは自傷行為を行う者・平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する者